

第5次日韓金面会談予備会談の一般請求権小委員会の第13回会合

昭和36.5.1.0 北東アジア課

/・一般請求権小委員会第13回会合は。昭和36年5月10日午前10時35分から約2時間。外務省507号室において次のとおり 双方委員出席の下に開催された。

日本側出席者。

主查代理 . 大蔵省理財局次長 吉 外務参事官 副 主查 語 補 佐 大蔵省理財局外債課長 桜 幷 事務官 玉 置 邦 男 杉田 大蔵省理財局外債課事務官 本多 行也 岩 瀬· 外務省条約局条約課長 兼 松 该規譯事際官 アジア局北東アジア課長 前 田

| 補· | 佐 | 外務省ア | ジア | 局北東ア | ジア課事務官 |
|----|---|------|----|------|--------|
|----|---|------|----|------|--------|

| | | | | F 70 | • | | 9 | | | | |
|----|----|----------|-----|------|---|----|-----|-----|----------|----|-----------|
| 11 | | 121 3 | // | | | 11 | | 心 | Щ. | 千フ | 万樹 |
| 11 | 25 | | 11 | | | 11 | | 浜 | 本 | 康昌 | 也 |
| // | | (*) | 11. | 182 | | // | 6 B | : 1 | . toront | 昌 | |

韓国側出席者

韓国側出席者

| 主查代理 | 韓国銀行国庫部長 | . 李 | 相 | 徳 |
|----------|------------|----------|----|---|
| 補 佐 | 日韓会談代表 | 李 | 天 | 祥 |
| // | 代表部参事官 | 文 | 哲 | 淳 |
| // | 韓国銀行調査部次長 | 洪 | 允 | 變 |
| // | 韓国産業銀行業務部長 | 洪 | 升 | 喜 |
| " | ソウル大学法太助教授 | 鄭 | | 永 |
| // | 外務部二等書記官 | 李 | 秀 | 佑 |
| , | // 二类書記官 | A | īE | 動 |

2. 議事要旨

(ハ) 冒頭吉田主査代理より。「日韓請求権問題に関する米国の見解の表明」及び「軍政法令第33号の日付問題」に関する日本側見解として別添の文書を読み上げた。(別添文書は5月10日午後韓国側に手交した。)

これに対し李主査代理より。何れ文書を 戴いた上で韓国側の意見を述べるが。誤解 がないよう 2、3 意見を申し上げたい。日本側は、賠償請求に関しな平和条約 国側があるとかないとのであるがには、 要求するものである。とは前にしば、容 中し上げた通りである。とはのクレームは、 中しの多年間の支配関係によるのか、は 日の多年間の支配関係によるであっては 日の多年間によるを とはかが関係をもつた なく平和条約の規定だけが関係をもっと言 われるが、韓国側としてはこの歴史的事実を考慮しないでこの問題を理解することは 困難であると考える。即ち、韓日間の平和 条約第4条によるクレームはこのような歴史 的事実を考慮に入れて解決さるべきもので あることを繰り返し申し上げたい。

また軍令33号の問題に関して日本側は、33号以前の法令、布告は日本財産の所属変更はまた、33号の準備立法財産が、8月9日付での法を対した。8月9日付での明確では、3号以前のおことはもち前ののでは、その問題を申し上げたのがあるがいするのでは、音のを自ったのでは、音のをは、音のをは、音のをないないでは、音のをないてまで無関係であるについてまで無関係であるについてまで無関係についてまで、その他の点についてまで無関係には、33号のをについてまで無関係にないによりには、その他の点についてまで無関係にないには、その他の点についてまで無関係には、33号以前の移転に無関係であるといいてまで、その他の点についてまで無関係には、その他の点についてまで無関係にないには、その他の点についてまで無関係にないには、その他の点についてまで無関係には、その他の点についてまで無関係には、33号以前の移転に関係には、33号以前の移転に関係にないには、33号以前の移転に対しないに対しては、33号以前の移転に対しては、33号以前のはは、33号以前の

あるというわけではないと述べた。

(2) 次に韓国側請求要綱分の細目(2)「日本系通貨」の問題について次のような討議を行った。

- (1) 吉田主査代理より、「日本系通貨」の 範囲について質問したのに対し、李主査 代理は、種類が多いが日銀券が大部分で ある。その他政府紙幣(小額紙幣)、軍 票、上海の儲備銀行券といつたところだ と答えた。

焼却の問題は後で述べるが。焼いたこと 自体或意味では不可解である。価値を象 徴するものとして将来何らかの請求をし ようというのに何故焼いたのか。債務証 害にしてもそれを焼くことは或意味では 権利を放棄することになるのではないか。 権利として要求するに必要なるのを何故 焼いたか理解に苦しむものである。これ は日銀券焼却の問題であるが、軍票につ いては更に日銀券は日本では現在でも価 値があるが。軍票は日本でも価値を認め られないものであって、その意味で両者 にに差があると述べた。とれに対し李主 査代理は、これは今まで何つた中で最も 理解出来ない話である。明白に韓国側政 府の機関で焼却し、その記録もあり、 本側からも念のため立会つて焼いたもの に対し、証文を捨てたようなものだと言 われることは何とも理解し難い。また軍

票を無効にしたのは韓国側の国内措置で あつて、無効にするなり交換するなりす るのは韓国側の国内金融政策上の問題で ある。そんなことをいえば、今まで持つ ていなくてはならないかということにな るのかと述べたので、吉田主査代理は、 紙幣というものを焼くことがどういう意 味をもつかは、皆さん通貨当局者として よく御存じのことと思うと述べたところ。 李主査代理は、焼却は個人が行つたもの でなく、政府の手で、公の立場から行つ たものであると繰返した。そこで吉田主 査代理は、焼却の事実を確認したという ととは聞いているが、焼くことによって 日本銀行に債務が残るととを確認する書 類をとつたのか。日銀側は立会えと言わ れて立会つたまでで、それだけでは無意 既ではないか, これだけのものを焼くが その額は貸しにするぞという文書をとら

れているかどりか、寧ろ問題はそれに懸 つてくると思うと述べたところ。 李天祥. 委員は。証拠があるかないかという問題 なら記録もあるし。日本側を立会わせた 趣旨がそういうことを明白にするためで あり、一方的に焼いたるのではないと説 明し、李主査代理は、日銀券に関するク レームに日本側が応ずる義務があるとか ないとかいう議論ならまだしる。焼いた から請求権として完全でないという議論 は理解できないと述べた。これに対して。 吉田主査代理は、われわれは結論を出る うとしているのではなく。紙幣にしる証 文にしろこれを焼くことは相当重大な問 題であるからそれに対する債権を確認す る措置をとつておかれたかどうかという 事実を明確にさせたいのであると述べた ところ、李主査代理は、日本側立会いの 上で焼いたことは事実であって。問題点

証拠物である銀行券を焼いたから請 求権として不充分であるということか。 それとも他に意味があってそりいう議論 をされるのか理解できないと述べたので、 吉田主査代理は、関係書類を見せて貰い たいが。日本側が立会つて焼いたことに よって、日銀券であれば日本銀行が、政 府紙幣であれば政府が、債務であること を了承するという意味で焼かれたのかを 何いたいのだと説明したところ、李主査 代理は、韓国側が日本側の代表立会いの 上で紙幣を焼いたのは、それを日本に請 求するという意味であるととは勿論であ つて、そのでなかつたらわざわざ立会い を要求する意味がないではないかと述べ た。そとで吉田主査代理より、例えば自 分達が韓国の通貨をもつていてそれを韓 国側の銀行員を立会わせて焼いたとする。 その事実で請求すれば韓国側では直ちに

支払うのかと尋ねたが、李主査代理は、 それでは日本側は何の意味で立会つたの かと反問したので。吉田主査代理は。日 本側としては立会えと言われたから立会 つたまでで。立会の意味がどこまで明ら かにされていたかという問題であると答 えたところ李主査代理は、韓国側は現物 をとつておく必要がないと認めたから焼 いたので、立会いは後日の関係を考えた からであると述べた。そこで「部副主査 より、立会及び焼却の事実は明らかであ るが、それに基づいてクレームを提起す るということがはつきりしていたかどう かという点を伺っているのであると述べ、 また吉田主査代理より、それだからこそ 債券、債務の関係を明確にしておくべき ではなかったか、日本側が債務を認める という手続上の措置が必要でなかっただ ろうかと述べたところ。李天祥委員は、

請求権の有無が根本問題であると述べ、 また李主査代理は、焼いた事実が請求権 化影響を与えるような日本側の理論は遺 憾である。通貨債務を払うかどうかとい うのが基本的な問題であると述べたので 吉田主査代理は、普通、紙幣を焼くこと によって直ちに債権、債務を生ずると言 い得るだろうかという常識的な問題を提 起しているにすぎないと述べ、更に、 れでは焼いただけで債務は確認していた いわけかと尋ねたところ、李主査代理は そうは考えないと述べたので、吉田主査 代理は、更にそれを日本側に確認させた 喜面があるかと尋ねたところ、李主査代 理は、それは書面をみれば分ることであ ると答えた。

- (7) ト部副主査より、日銀行員が立会つて 焼いた中には政府紙幣も入つていたかと 尋ねたのに対し、李主査代理は、これを 肯定した上儲備券も軍票をはまれていた と答えたので、ト部副主査はが立たので、日銀にも日本政でに と関係ないものは日銀にも日本政でにも 関係がない理は反対になったと 連主査代理は反対に申せば現物になって おれば請求権は無条件だが、焼いているのであると答えた。
- (i) 吉田主査代理より、焼却日銀券の中に は新円も入つていたように聞いているが どうかと尋ねたのに対し、李主査代理は、 韓国側の記録には新円、旧円の区分はし ていないと答えた後、旧円に千円札があ

つたかどうか新円発行の時期について尋れたので吉田主査代理は、旧円は百円は でで千円ればなかつた、新円の発行は更に 和2/年3月頃で、千円礼の発行は近に 後だ、第1回の焼却は1946年4月で、 第1回の中には千円礼がよらに思った。 が第1の中には千円礼がよりに思った。 があるの年の対象があるに思うれていたかでは日本側でも不確か な点があるので再調査することにした。

- (対) 吉田主査代理より、焼却は占領軍の行為ということになるのかと尋ねたのに対し、李主査代理は、それを肯定しSCA P、韓国の方の軍政当局、旧朝鮮銀行、 日本銀行の四者立会いの下で行なわれた 旨答えた。
- () 吉田主査代理より、当時鮮銀券が不足

していたため、日銀券にスタンアを押して鮮銀券の代用として流通させる計画があったように聞いてかり、そのため未発行の日銀券が終戦当時相当持ち込まれていた答だがその点について伺いたいと述べたところ李主査代理は、焼却したものはすべて流通紙幣であつた。また日銀券にスタンプを押して通用させたことは記憶にもないし銀行の計画にもなかつたと思うと答えた。

(h) ト部副主査の質問に答え李主査代理は、当時朝鮮では日銀券と鮮銀券が両方通用していた旨説明したので、吉田主査代理より、当時朝鮮で流通していた日銀券の量は多くなかつたように思う。焼却した中には引揚韓国人の持ち帰り円も相当入っていたのではないかと尋ねたのに対し李主査代理は、そういうものは含まれていなかつたと答えた。

- 伊 李主査代理は、ついでに申し上げるが、 この他に韓国側に現物で残つているもの が約600万円、動乱の際緊急措置とし て日本側の立会いなしに焼いた分が約2 00万円あると述べた。
- (ツ) 吉田主蛮代理より、これらのものを請求されるということは具体的には、これに見合うだけの円を要求するという意味かと尋ねたのに対し李主蛮代理は、そのとおりであると答えた。
- (図) 吉田主査代理より、焼却分についての 書類を戴けるかと尋ねたのに対し李主査 代理は、必要なときは何時でも差上げる と答えた。

- (3) 続いて韓国側請求要綱5の細目(3) 「被微用韓人未収金」の問題について次のような計議を行なった。
 - (1) 吉田主査代理より、韓国側は被徴用韓人の数について調べた資料があるかと尋ねたのに対し李主査代理は、韓国側にはない。)

1950年10月21日のSCAPの 手紙に基いて日本側で調査されたものが あると聞いていると答えたので吉田主を 代理は、韓国側では1950年に申告を とられたと聞いているが、と尋れたところ う字主査代理は、そういう事実はなった。 日本側の資料を戴きたいと述べた。それ で吉田主査代理は、日本側では被徴した の未払金についてある程度の調査はしたが、北鮮に帰った者等もあるのでその意 味では不完全であるから双方の資料をつ き合わせたいと思うと述べた。

- (ロ) 李主査代理より、未収金の総額はお分りかと尋ねたので卜部副主査より、完全ではないが一応のものはあると答え、吉田主査代理は、日本側では一応当時の会社について調べてある。また金額は供託させる方法で残してあるが、属地性の点については調査していないと述べた。
- 付 吉田主査代理より、未払給与について は終戦後一部各地の朝鮮人連盟から強硬 な要求があつて支払つたものが若干ある と説明したのに対し李主査代理は、分り ましたと述べた。
- (注) 古田主査代理より、朝鮮内部で徴用されたものは無関係ですねと念を押し、李主査代理はこれを肯定した。更に吉田主査代理は未収金の範囲については国民徴用令等で自ら明白になつていると思うと述べた。
- (4) 最後に韓国側請求要綱5の細目(4)「戦争

による被徴用者の被害に対する補償」の問題については、次のような応酬があつた。

- (d) 吉田主査代理より、本件項目はどうい う意味かと尋ねたのに対し李主査代理は、 この項目には一般労務者の他に軍人軍属 全部を含めて、それぞれ生存している者、 負傷。死亡した者に対してそれぞれ補償 してもらいたいという意味である人数等 については日本側に相当資料があると思 うと述べた。
- 回 吉田主査代理より、「補償」の意味について、例えば国民徴用令には遺族扶助料とか埋葬料の規定があり、その他の場合には工場法、工業法等に同様の規定があり、軍人軍属についても同じような規定があり、そういうもので未払金として計上してあるが、そういうもののことであるかと尋ねたのに対し、李主査代理は、これはそれとは別個に、韓国側としては

新しい基礎の上に立つて相当の補償を 要求するものであると答えたので「部 副主査より、新しい基礎とはどういう 意味かと尋ねたところ、李主査代理は、 強制的に動員し、精神的、肉体的苦痛 を与えたことに対し相当の補償を要求 することは当然だと思うと答えた。こ れに対し吉田主査代理より、種々問題 はあると思うが、当時は一応日本人と して徴用されたわけで、これらの者に 対し韓国側で、日本人に対してとられ ていたと同じような授護措置をとつて ほしいということか、又は、別の立場 で考えてほしいということかと尋ねた ところ、李主査代理は、韓国側は新し い立場で要求しているのである。当時 韓国人は日本人として徴用令が適用さ れたといわれるが、われわれはそう考 えでいない。日本人が日本人として戦

争のために徴用されることは別の話で、 われわれは全く強制的に動員され、又非 常に虐待をうけたのであるからその意味 で考え方を変えて理解していただきたい と述べた。 (7) 吉田主査代理より、これに関する要求 は個人に対して支払って欲しいというこ とかと尋ねたのに対し李主査代理は、 として請求して。国内での支払は国内措 置として必要な範囲でとると答えた。そ とで吉田主査代理は、自分達としては死 亡者。傷病者に対してはできるだけのと とはしたいという気持をもつている。遺 族の場合には相続人に対し援護する等と いうととになると思うが、韓国側で具体 的な調査をされ、それを日本側とつき合 わせをする用意があるかと尋ねたところ、 李主査代理は、勿論そういうふうに考え ているが、それはこの会議と直接関係が ないと思う。それは韓国側の国内措置で やるべき問題だと思うと答えたのでト部 副主査は、韓国側の言われる新らしい基 礎に立つ補償とか、支払の方法も個人べ ースによらないということはわれわれの

terms of reference と離れてしまつたように 思うと述べた。

(前頃の未収金の問題について)吉田 主査代理は、自分としては未収金は払う べきであり、また払い得る措置がとられ ているものである。これらは元来被徴用 者が正式な手続を経てやめていればその とき支払いえたものが。今日まで国交が 正常化していなかったため支払が円滑に 行なわれなかつたもので、これは両国政 府のあつせんで直ぐにでも支払われるよ うにすることが必要ではないかと考えて いる。この問題は以前の会談でも具体的 な相談に移ろうという話であつたるので 日本側でもこれは明らかに債務として支 払の準備をしていたわけである。実際問 題として早急に処理した方がいいと思う ので韓国側でもあつせんして調査をして 貰いたい。只これが本人の手に渡らない

ようでは意味がないと思うと述べた。 (再び補償金の問題に戻り)李主査代 理より、補償金の場合、日本人で死亡し たり傷病した者に対しては援護をしてお られるようだが、まして外国人を強制的 に動員して、それが死亡したり傷病者に 対しては相当の補償金を出すべきである と述べたので、吉田主査代理は、徴用当 時は外国人でなく、終戦によつて外国人 になり同時に徴用を解かれたもので、そ ういう援護をどうするか当然考えなけれ ばならない面もあると思う。現に日本内 地に家族のある被徴用韓人、軍人軍属で あった者に対しては援護を行なっている が、朝鮮の場合はそれが届き得ないのだ と説明した。これに対し李主査代理は、 日本の援護法によると韓国人は除外され ているので1945年以後死亡者、傷病 者に対しては援護されていない。当時日

本人であった云々ということについては。 事実関係の考慮なしに韓国側の要求るが。 は理解されないと思うので申し上げるが。 当時韓国では道路を歩労働に従事させた。 つて最も放りを受けたもの たもので。言もば牛馬の扱いをはずっれた である。これが公の支書となって現のの 宣言、カイロ宣言の表は同じ日本人に違う をしたと言われるが実情はいる受けたない をしたと言われるが実情がなくてはならない に対し当然相当な補償がなく と述べた。

吉田主査代理より、今の状態では、出 身地も正確には分らないので名簿を明か にして戴くと援護措置についても比較的 早く考え得る手懸りになると思うと要望 したのに対し李主査代理は、多少の資料 はあるが不完全なものであると答えたの 吉田主査代理は、不完全なのはお互 いさまで、つき合わせによってはつきり させ得る余地があると思うと述べた。そ の際ト部副主査よりも、日本の現在の援 護法を援用、準用して個人ベースで払う ことになるとしても傷病者、行方不明者、 死亡者の家族に全然金が届かないようで は困るし、又日本側国内に対する説明の ためにも名簿のつき合わせが必要である 旨説明したのに対し、李主査代理は、わ れわれの考えも同じであつて、韓国側の 手で本人に届くように措置すると述べた。 吉田主査代理は、徴用等により死亡、

(F)

食傷した人がはつきりしている場合は、 接護措置をする必要があると思うが、それには終戦後年数もたち、その間が在等 変等によつて対象となる者のして、それ 変等によつている状況を考慮して、それ が正当な受取人の手に渡り得るなら、 が正当なに明白して行きたいという。 に具体的に明白し民の感情のわだかの問 である。日韓両国民の感情のわたかの問 が残っているとすれば、こうした金いか と考えている。

日本の韓国に対する考え方も昔と今では確かに変つてきているが、両国民の相互理解のために相互に努力することが必要である。

従来のいきさつはあろうが、相互の国 民感情を徒らに刺激することなく互いに 融和して行こうというのがわれわれの目 的であると思う。そのためにも日本側は

韓国政府を無視するという意味ではなく。 この問題についても韓国に居られる方、 遺族の方々を直接対象として考えたいと いうことであると日本側の考え方につい てるる説明した。これに対し李主査代理 は、日本側のいわれる趣旨はよく分る。 本人の手に届くようにすることは手続の 問題であるが、それは韓国政府の方で国 内措置として然るべく処理する。問題は そのことと金額と実際の人数の問題をど う考えるかであつて、支払の問題は韓国 政府の手で行ないたいという立場をとつ ていると繰り返し述べたので吉田主査代 理は、人数なり、傷病の程度なりは具体 的に確認し、具体的に積み上げてゆかね ばならぬと考えており、これは有価証券 の場合にはこれを提示すると同様の問題 であると思う。そのためには韓国政府の 手で具体的な形の申告を行ないそれを相

互に確認するという筋合のものでなければ ならねと思うと述べたところ李主査代理は。 その点は更に話を進めれば理解されると思 うが、韓国側も資料もなしによこせという のではないと答えた。

卜部副主查より、1953年5月28 日のエイドメモによると名簿の提出はで きると言っておられるが、先程はそんな ものはないというお話しであつたが、た だ今の発言は名簿を出すということかと たずねたのに対し李主査代理は、韓国側 の名簿は不完全であり、その後調査もし ていないので必要なときは調査しなけれ ばならぬと思うと答えた。そとで吉田主 査代理は、最終的なものは場合場合によ つて判断されねばならず、具体的には種 種問題があると思うが、形としては具体 的なものの積上げということにならざる をえないと思う、そういうととによって、 日本は給与も支払わなかつたという韓国 人の気持を和らげて両国民が親しくなれ るようにすべきだと考えているが、とに かく権利に対する義務の問題として具体 的に処理して行かねばならぬと思うと述

べたところ。李主査代理は、つぐないは 両国民の親善のため必要だと思うが。具 体的な名簿が手続の問題として必要であ るとの趣旨かとたずねたので、「部副主 査より、つぐないというか、当然支払う べきものを支払うということは上で決め ることだが、こういうものについては、 われわれのレベルでも何か考えたいとい うことであり、考える場合のより所とし て個人ベースの調査が必要であるという ことだと説明した。これに対し李主査代 理は、名簿作成のため困難なのは日本側 の記録を終戦当時焼いたことで、多数の 人が軍人、軍属として動員、又は徴用さ れたことは事実だがdetail は調査困難で ある。韓国政府の手で申告に基いた数字 はとつてあるが個人の名は不完全なもの であると答えたので、吉田主査代理は、 互いに資料を持ちよって具体的ケースを

確認し合うとが必要だが、日本政府で 直接調査をするかどうかに被害をたれるの問題けれる。 韓国個として実際にあるとたれるの調査を主査代理は、日本側側側の問題の となができるとできるが更に名簿のの不、 になが死亡、多数の不、 なが死亡、多数のできるとがが死亡、 ながれたとは動かる。人が他の方とない。 は、申告さとと述べた。

吉田主査代理より、こういう人達に対し韓国側で今まで何らかの援護をされているのかとたずねたところ、李主査代理は、韓国側は金がないのでやつていないと答えた。

(5) 次回会合は、5月17日(水曜日)午前10時30分よりとすることを申合わせた。

- (6) 新聞発表については、前例どおり前田、 文両委員に一任することを申合わせ、両 委員打合わせの結果次の等項を発表する こととした。
 - (f) 吉田主査代理が冒頭に述べた「日韓 請求権問題に関する米国の見解の表明」 及び「軍政法令第33号の日付問題」 に関する日本側見解の概要
 - 回 韓国側請求要綱5の細目(2)「日本系 通貨」(3)「被徴用者未収金」(4)「戦争 による被徴用韓人の被害に対する補償」 の問題について、事実問題及び法律問 題についての討議を行つたこと
 - (A) 次回会合は5月17日10時30分 に開催することを申し合わせたこと。

- 5月 / O日請求権小委員会第 /
- 3回会合における吉田主査代理
- の発言要旨

4月28日に開かれた本小委員会の第12回 会合において、韓国側李相徳主査代理が行なわれた発言に関して、日本側の見解を一言申し述 べておきたいと思います。

平和条約第4条(1)項及び在朝鮮米軍政府法令 第33号の解釈に関する韓国側の発言について は十分検討いたしましたが、それが本委員会を 第10回会合において李主査代理の行なった発 言を繰りかえされたものであつて、第11回会合 においてわが方から補足説明した点に答ら れておらないのは、残念なことであります。 したがつて日本側としては、これ以上議論のか したがつて日本側としては、時に韓国側にかい て、さきに第9回及び第11回会合にかい日 本側から申し述べた諸点をもう一度よく吟味の 上、日本側見解の正しい理解を得られるよう切 望いたします。

なか、さきに行なつた日本側説明の中、韓国側で誤解しておられるように見受けられる点が /、 こありますのでこれらの点につき簡単に補 足説'明しておきたいと思います。

(グ) 平和条約上、韓国が日本に対して賠償的性質の請求権を主張する根拠のないことは、本委員会において韓国側も確認された点であります。しかるに、他方において韓国側は、平和条約第4条によりつつもカイロ、ボッダム両宣言及び1945年9月7日付太平洋米国陸軍最高司令部の布告第1号を引用せられ、日本に対し広汎な内容のclaimをなしらるかの如き発言をしておられるのは理解に苦しむところであります。

カイロ。ポッダム両宣言又は太平洋米国陸 軍最高司令部布告第1号が韓国の請求権につ いて何ら言及していないことはいうまでもあ りません。 連合国がその対日平和処理を最終的に確定した法的文書が平和条約であることは申すまでもありません。したがつて本委員会が対象とする請求権の検討は、平和条約の実定的規定にしたがつてのみ行われるべきものであって、平和条約上根拠を有しない主張が認められないことは余りにも明白であります。

(2) 平和条約第4条(a) 項における特別取極については、既に当方の見解を述べておりますが 更に理解を深めるために、別の角度から説明 すると次のとおりになります。

即ち、平和条約第4条(a)項(でおける特別取極の対象となるのは、「日本国及びその国民の財産でにの対産がにあるものならびに日本国及びその国民の請求権であるものならないにあるものにあるものにあるものは、「日本国及びを行ったの財産ならないに日本国におけるものは、「日本国人の財産なら、日本国人の財産なら、日本を関係に対するものは、「日本財産及び、市本の国民に対することをの国民に対するという情報がは、「日本財産及び、市本はいかまでもありません。しかるに、び、前求法律上有効に成立しません。しかるに、び、前求法律とはいうまでもの関係においてはその大部分が法令第33号によってきまってものであります。

す。このことは、いいかえれば、同条(a)項に 従って本来ならば日本国及びその国民の財産 限しうるはずの「日本国及びその国民の財産 ないての請求権」がことに他ならず、したがってとの消滅の方とに他ならず、したがの事実がら来国解釈の意味 において関連をもかたしの事実のは、この在韓日本財産の主張しのるも求策 4条(a)項に従って対域の事実がよしの事実が は、この在韓日本財産の主張しのるも求策 4条(a)項に従ってもかたしる諸求を ないないないないない。 は、はないないないないない。 は、はないないないない。 は、はないないないないない。 は、はないないないない。 ないないないないない。 ないないないないない。 はないないないないない。 ないないないないない。 ないないないないないない。 ないないないないないないない。 ないないないないないないないないない。 ないないないないないないないないないないない。 とは極めて明瞭であります。

法令第33号に関する日本側見解について (3)は既に明らかにしたとおりでありますが、第 12回会合において韓国側が行なった「法令 第33号以前に発布された諸布告令と法令と が法令第33号のいわゆる準備立法として relevantである」という主張については、第 11回会合において申し述べた点、すなわち 「日本財産の所属変更は法令第33号によつ てはじめて行なわれたものであって、それ以 前に発せられたこれらの諸布告。法令の場合 には、当該財産の権利権原の移転に関しては 何ら法律的な効果を発するものではない」と いう事実に重ねて韓国側の注意を喚起したい と思います。すなわち、これら8月9日以降、 法令第33号以前に発せられた諸布告、法令 は日本財産の凍結。対外取引の禁止を命じた 指令たる性質をもつものにすぎず。との段階 では、当該日本財産の所有権移転の効果が発 生していないことはいうまでもありません。

したがつて、12月6日付の法令第33号に よつて行なわれた所属変更措置の結果として、 はじめて権利権原を移転せしめられた日本財 産の範囲如何を決定するに当つては、これら の諸布告、法令が法理上全く irrelevant であ るととはきわめて明らかであります。すでに 日本側が指摘してきたとおり、かかる決定は、 法令第33号の規定と、その法律的効果とを 検討することによってのみなされるものに他 なりません。 法令第33号は、その明文の規 定上、所属変更の効果を8月9日現在米軍政 府の管轄下に所在した。すべての日本財産に 及ぼす意図を有していないことが明瞭である のみならず、たとえその効果をこれら財産の すべてに及ぼし、8月9日以後の所在の如何 をとわず所属変更の対象としようとする意図 を有していたとしても、同法令の本質的制約 から生ずる法律的効果の限界に鑑み。/2月 6日現在米軍政府の管轄下に所在しなかつた

日本財産については、かかる意図が法理上実現されえなかつたものであることは、さきに第9回会合において日本側が申し述べた見解においてすでに明らかとなつているものと考えます。